

児童扶養手当について

児童扶養手当は、父母の離婚などにより父又は母と生計をともにしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

児童扶養手当を受けられる方

次のいずれかにあてはまる「児童」を監護(保護者として生活の面倒を見ること)している父又は母、または父母にかわってその児童を養育している方(養育者)が手当を受けられます。

18歳になって最初の3月31日(18歳の年度末)を迎えるまでが「児童」の範囲になります。ただし、心身に一定以上の障害(特別児童扶養手当2級と同じ程度以上の障害)がある場合は、20歳未満までとなります。

なお、受給者、児童ともに国籍は問いません。

《支給の対象となる児童》

- 1 父母が婚姻を解消した児童
- 2 父母のいずれかが死亡した児童
- 3 父母のいずれかが一定の障害の状態にある児童
- 4 父母のいずれかの生死が明らかでない児童
- 5 父母のいずれかが引き続き1年以上※遺棄している児童
- 6 父母のいずれかが保護命令を受けている児童
- 7 父母のいずれかが引き続き1年以上刑務所等に拘禁されている児童
- 8 母が婚姻によらないで生まれた児童
- 9 その他1～8に準ずる状態にある児童

※ 遺棄…連絡等がとれず児童の養育を放棄していること



次のような場合、手当を受けられません

児童が…

- ・ 日本国内にいないとき
- ・ 児童福祉施設等に入所しているとき又は里親に委託されているとき
- ・ 父又は母の配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む)に養育されているとき
ただし、父又は母が重度の障害の状態にある場合を除く

父、母又は養育者が…

- ・ 日本国内に住所がないとき

児童扶養手当を受けるときの手続き

手当を受けるときの、認定請求書及び戸籍全部事項証明書の提出が必要です。

市役所の子育て支援課、市民課、お近くの支所でも手続きができます。その他必要な添付書類は、認定請求する方の状況によって異なりますので、詳しくはお問合せください。

※ 受給資格があっても、請求がない場合は支給されませんので、ご注意ください。

《手当の一部支給停止措置について》

受給資格者(養育者を除く)に対する手当は、支給開始月の初日から起算して5年又は支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して7年を経過したときのいずれか早いほうから、手当額の2分の1が支給停止となります。

しかし、次の要件に該当している場合、届出を行うことにより、一部支給停止の対象となることなく手当を受給することができます。

一部支給停止措置が適用除外となる事由

- ・ 就業している
- ・ 求職活動等自立を図るための活動をしている
- ・ 身体上又は精神上の障害がある
- ・ 負傷又は疾病などにより就業することが困難である
- ・ 受給資格者が介護する必要があるため、就業することが困難である

一部支給停止措置を適用除外するための手続き

- ・ 対象者には、現況届とともに、適用除外事由申出書などの提出についてお知らせが届きます。
 - ・ 現況届と一緒に適用除外事由届出書及び添付書類「雇用証明書等」を提出提出してください。
- ※ 指定した期日までに適用除外事由届出書等の提出がない場合、5年等が経過した翌月の手当から2分の1の額が停止となりますので、必ず必要書類を提出してください。
- ※ 認定時3歳未満の児童を監護している場合は、当該児童が3歳に到達してから5年後に当該手続きが必要となります。

児童扶養手当が支給されている方への支援

- ・ JR通勤定期券割引制度
児童扶養手当受給世帯の方の通勤定期が3割引きで購入できます。
※ 手当が全部停止の方は除きます。また、学割との併用はできません。
- ・ 母子・父子家庭医療福祉費支給制度(マル福)
医療機関等において健康保険で診察を受けた場合に、負担しなければならない費用の一部を県と助成します。

お気軽にご相談、ご利用ください

- ・ 母子・父子自立支援員(こども家庭相談員)
母子・父子・寡婦福祉資金の貸付や高等職業訓練促進給付金をはじめ、ひとり親、寡婦の方のご相談に応じています。

問合せ先

- 児童扶養手当について
日立市役所 保健福祉部 子ども局 子育て支援課
日立市助川町1-1-1
TEL 0294(22)3111 内線 338
- 寡婦福祉資金の貸付・高等職業訓練促進給付金等のご相談
子育て支援課(こども家庭センター) 内線 323

詳しくは市HPをご覧ください。



《児童扶養手当》 《ひとり親家庭の方への支援》

児童扶養手当の額（令和6年4月～）

支給される額には全部支給と一部支給があります。

対象児童	全部支給	支払方法
1人	月額 45,500円	月額 45,490円～10,740円
2人目以降	児童1人につき 10,750円加算	児童1人につき 10,740円～5,380円加算

所得の制限

前年の所得が下表の額以上の方は、その年度（11月から翌年の10月まで）の手当の一部または全部が停止になります。

所得制限限度額表

所得 扶養親族	本人		扶養義務者・配偶者 孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	690,000円	2,080,000円	2,360,000円
1人	1,070,000円	2,460,000円	2,740,000円
2人	1,450,000円	2,840,000円	3,120,000円
3人	1,830,000円	3,220,000円	3,500,000円
4人	2,210,000円	3,600,000円	3,880,000円
5人	2,590,000円	3,980,000円	4,260,000円

○所得額の計算方法（課税台帳に基づき計算します。）

所得額＝年間収入金額－必要経費（給与所得控除額）－10万円＋養育費の8割相当額－8万円－諸控除

※ 養育費とは児童の父又は母から、児童について扶養義務を履行するための費用として受け取る金品等のことです。

養育費に関する窓口

水戸家庭裁判所日立支部	日立市幸町2-10-12	TEL 0294 (21) 4441
日立公証役場	日立市幸町1-4-1	TEL 0294 (21) 5791
茨城県弁護士会	水戸市大町2-2-75	TEL 029 (221) 3501
茨城県ひとり親家庭等自立支援センター（茨城県母子・父子福祉センター内）	水戸市八幡町11-52	TEL 029 (221) 8497
養育費相談支援センター	東京都豊島区西池袋2-29-19 KTビル10階	TEL 03 (3980) 4108 e-mail info@youikuhi.or.jp



手当の支払日

手当は、認定請求した日の属する月の翌月分から支給され、年6回、奇数月に支払月の前月までの分が支払われます。

支払月	5月	7月	9月	11月	1月	3月
支給される 手当	3～4月分	5～6月分	7～8月分	9～10月分	11～12月分	1～2月分

手当を受けている人の届出

認定を受けている方は、次のような届出義務がありますので、事由が生じたときはすみやかに届け出てください。

届出を必要とするとき	届出の種類等
毎年8月1日～8月31日 （すべての受給者） ※所得制限により手当の支給が停止されている 方も必ず提出が必要です。	現況届 （提出がない場合は11月分以降の手当は支給されません。また、2年間未提出になると受給資格を失います。） ※7～9月の間に新規請求をした方は現況届の代わりに「所得状況届」の提出が必要になります。
対象児童が増えたとき	手当額改定請求書 （請求した翌月分から手当額増額されます）
対象児童が減ったとき	手当額改定届 （対象児童が減った日の翌月から手当額が減額されます。なお、 過払いがあるときは返納 することになります。）
所得の高い扶養義務者と同居又は別居により支給区分が変更となる時	支給停止関係（発生・消滅・変更）届
受給資格を失ったとき （下表①～⑤に該当）	資格喪失届 （資格を喪失した日の属する月分の手当までが支給されます。なお、 過払いがあるときは返納 することになります。）
受給者が死亡したとき	未支払請求書 （未支払請求書には児童の口座が必要です。）
公的年金を受給したとき	公的年金給付等受給状況届
氏名・住所（市外転出、転入を含む）・支払金融機関が変わったとき	氏名・住所（転入・転出）・支払金融機関変更届 （届が遅れた場合や届をしなかった場合は、手当の支払が遅くなることがあります。）
手当証書をなくしたとき	証書亡失届

○ **手当証書**：証書は、手当の受給資格を証明する書類です。受領後は大切に保管してください。証書を他人に譲り渡したりすることはできません。

○ **罰則**：偽りその他不正の手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役30万円以下の罰金に処せられます。

ご注意ください！

次のような場合は、手当を受ける資格がなくなりますので、必ず資格喪失届を提出してください。

届出をせずに手当を受けている場合には、その期間の手当を全額返還していただくだけでなく、場合によっては罰則の適用がありますのでご注意ください。

①婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む）したとき

②受給者本人や対象児童が死亡したとき

③対象児童が児童福祉施設に入所した

④対象児童の父又は母による遺棄・拘禁の状態でなくなったとき

⑤その他支給要件に該当しなくなったとき

※ **事実上婚姻関係と同様の事情にあることが疑われるときは、必要に応じて担当職員等が調査に伺うことがあります。**